

令和7年3月28日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市環境審議会
会長 佐土原 聡

今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（答申）

令和6年5月15日付け6川環推第261号をもって諮問のありました「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について」、当審議会では専門的な審議が必要と判断したことから、川崎市環境基本条例施行規則第14条の2第1項に基づき、大気や水などの環境保全部会を設置し、同施行規則第14条の3に基づき、同部会に付議し、その検討結果を基に、幅広い見地から審議を行いました。

その結果、次の考え方に基づき事業者の環境配慮に係る自主的取組を促進することが妥当であるとの結論を得ましたので、答申いたします。